# 令和5年度 第11回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和6年2月26日(月) 午後4時00分~午後4時20分								
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室								
	議席 番号	農美氏	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農 氏	t 委 員 名	出欠 の別	
出席委員	1	孝	野 覚也	出	8	河里	予 仁	出	
<u>14名</u>	2	西本 繁夫		出	9	田中	定嘉	出	
	3	中川 里美		出	10	埜丁	* 浩孝	出	
欠席委員	4	久能 忠和		出	11	船平 晃		出	
<u>0名</u>	5	Щ	口深	出	12	山平 麗子		出	
	6 長月		尾 英生	出	13	山田 聡		出	
	7	門田 淳		出	14	浜田 暁 出		出	
議事録署名人	6		長尾 英生		7	門田 淳			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4名	職名		氏名		職名		氏名		
	推進委員		小川 博之		推進委員		岡月 康一		
	推進委員		澤近 瑛平		推進委員		山口 剛		
事務局職員	, 1					<u>'</u>			
2名	事務局長		松本 仁志		課長補佐		尾川 勝彦		
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について								
	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見に								
	ついて								
	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見に								
	ついて								
	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)								

### 令和5年度第11回愛南町定例農業委員会次第

#### 事務局

只今から令和5年度愛南町農業委員会第11回定例総会を開会致します。

#### 議長(会長)

(会長挨拶)

#### 事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行 をお願い致します。

#### 議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に6番、長尾 英生委員と7番、門田 淳委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。

受付番号 31 番、御荘平山の 15 筆、地目・面積は畑・24,659 ㎡で 3 条無償移転でございます。経営面積は 246.6a でございます。

受付番号 32 番、御荘長月、地目・面積は田・1,307 ㎡で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aでございます。

以上2件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適 化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現 地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご 審議のほどよろしくお願い致します。

#### 議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。31番お願い致します。

#### 委員

場所は、いくつかに分かれていて、一か所目が、病院の敷地の隣です。次に、国道を宇和島方面に進み平山と菊川の間を右折し、農業科の校舎から 5・600mあがったところに 9 筆あります。 さらにあがって通称中山というところで、校

舎を過ぎて 100mあがったあたりに 5 筆園地があります。現在は、河内晩柑・甘平・しらぬい・甘夏などの品種を植えられております。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人が高齢のため今のうちに名義を変えたいという申請となっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。32番お願い致します。

委員

場所は、小学校の体育館の横になります。3 筆に分かれておりますが、見た目には 1 枚の水田です。譲渡人の旦那さんですが 4 年ほど前に亡くなられております。この旦那さんと譲受人の母親が兄弟となっています。現状、水田の稲作利用をしていますが、購入後も水田利用ということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意 見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意 見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきます

ようお願いいたします。

受付番号 2 番、脇本、地目・面積は畑・104 ㎡でございます。転用目的は住宅用地でございます。隣接する宅地との一体利用となります。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。

以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適 化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお 願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。2番お願い致します。

委員

場所は脇本です。脇本の本集落より中玉よりの槍松と言われる所です。申請人は申請地に隣接する場所に住んでいます。申請地は県道に面している農地ですが、申請人の父が漁業をしていて、その漁具を保管する倉庫が建てられており、また、コンクリートをうって宅地への進入路となっており、農地として使用されておりません。違反転用事案であり、今回の申請にあたり始末書も提出されています。隣接する宅地との一体利用で住宅用地に転用するものです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

委員

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 9 番、御荘平城、地目・面積は畑・165.83 ㎡でございます。転用目的は住宅用地造成でございます。また、農地の区分は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。

以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適 化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお 願い致します。

#### 議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。9番お願い致します。

#### 委員

場所は、高校と旧消防署の間です。現在の持ち主は松山に住んでおり、申請地を含め自分の持っている町内の土地を処分するためのものです。申請地は登記簿では宅地となっていますが、家を壊した後、畑として使用しており、農地台帳にも登載されていることから申請が必要となるものです。譲受人が隣接する宅地との一体利用で1区画として宅地造成して売り出すとのことです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

#### 議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

#### 議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

#### 委員

(異議なし)

#### 議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を 議題と致します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 143 番は再設定で、御荘平城の 2 筆、地目・面積は田・1,509 ㎡、 使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。

受付番号 144 番は再設定で、僧都、地目・面積は田・1,039 ㎡、賃貸借で生

産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 145 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・2,133 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 146 番は再設定で、小山の 3 筆、地目・面積は田・3,905 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は 5 年でございます。

受付番号 147 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・1,967 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 148 番は再設定で、広見、地目・面積は田・3,859 ㎡、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は1年でございます。

受付番号 149 番は再設定で、広見、地目・面積は田・649 ㎡、賃貸借で生産 物は飼料稲、期間は7年でございます。

受付番号 150 番は再設定で、広見、地目・面積は田・865 ㎡、賃貸借で生産 物は飼料稲、期間は7年でございます。

受付番号 151 番は再設定で、広見の3筆、一本松の3筆、地目・面積は田・ 3,318 ㎡、畑・2,563 ㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は2年でございます。

受付番号 152 番は再設定で、満倉、地目・面積は田・789 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 153 番は新規で、正木、地目・面積は田・2,018 ㎡、賃貸借で生産 物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 154 番は新規で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・2,229 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 155 番は新規で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・2,432 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 156 番は新規で、柏の 10 筆、地目・面積は畑・6,743 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。

受付番号 157 番は新規で、御荘長月の 9 筆、地目・面積は田・3,746 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 158 番は新規で、御荘長月、地目・面積は田・620 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

以上 16 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろ しくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議事録署名人、表を美生

議事録署名人 門田 清